# 答案用紙

| 受験番号 | |
|---|---|

●受験番号、技術部門、選択科目、専門とする事項及び問題番号の欄は必ず記入すること。

| 技術部門 | 部門 |
|---|---|
| 選択科目 | |
| 専門とする事項 | |

問題番号　Ⅰ －

← 解答する問題番号（１又は２）を点線の枠内に必ず記入すること。
○解答欄の記入は、１マスにつき１文字とすること。なお、英字・数字は１マスに２文字を目安とする。

２８

２０１５　平成２７年度

Ⅱ－１－２

良好な景観の形成に資する制度のうち、法律に基づき建築物の規制・誘導を行うものを３つ挙げ、それぞれの特徴を説明せよ。

●答案用紙の解答欄の枠内に記載した解答のみ採点対象とします。

24 字×25 字

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

## 1．景観を整備するための制度

### （1）景観地区（都市計画法）

都市計画区域内又は準都市計画区域内の市街地の良好な景観の形成を図るために、都市計画において、建築物の形態意匠に関する制限を定めるとともに、必要に応じて建築物の高さ、壁面の位置、敷地面積の最低限度を定めることができる①。

景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめその計画について市町村長の認定を受ける必要がある。

① 景観地区内における制限であることを明記しましょう。また、景観地区の説明もした方が良いと思います。

### （2）地区計画等（都市計画法）

地域の実情に応じた詳細なまちづくりのルールを都市計画に定める制度である。具体的には地区整備計画等において建築物等の高さや形態意匠の制限のほか、用途、容積率、建ぺい率、敷地面積、壁面の位置の制限などが定められる②。

② 制限の内容はどれも似たり寄ったりなので、制限の内容だけでなく地区計画の特徴（計画主体や効力の範囲）を書きましょう。

### （3）建築協定（建築基準法）

住宅地の環境や、商店街の利便を高度に維持増進する等の建築物の利便を増進し土地の環境を改善する③

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

ことを目的に、土地の所有者等の全員の合意により、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等に関する基準について、協定を締結する制度である。

特定行政庁の認可の公告のあった協定は、その後、区域内の土地の所有者等になった者にもその効力が及ぶ。

以上

③　土地の環境を改善するとはどのようなことを言いたいのでしょうか。

●答案用紙の解答欄の枠内に記載した解答のみ採点対象とします。

24字×25字